

No.	質問事項…各質問に当てはまる場合”は右記の必要書類をご用意ください。	必要書類	補足・諸注意
1	申請理由が新生児の” <u>出生</u> ”である。	「出生証明書コピー」、「出生届コピー」等出生日が判るもの1点	被保険者と別居・別世帯となっている場合を除き、原則として住民票の提出は不要です。
2	被保険者の配偶者が西武健保に「被扶養者」として加入していない (離別・死別の場合は除く)	「配偶者の直近の収入証明いずれか1点」 ⇒給与収入のみの場合…「 <u>最新の源泉徴収票コピー</u> 」、 「 <u>所得証明書(コピー不可)</u> 」等 個人事業主の場合…「 <u>確定申告書一式コピー(収支内訳書、損益計算書等の付属書類含む)</u> 」を添付 (夫婦で僅差の場合は被保険者の給与収入以外が判る書類を添付してください。)	被保険者と配偶者として収入を比較し、原則として収入が高いほうの被扶養者になります。被保険者と配偶者として収入を比較し、原則として収入が高いほうの被扶養者になります。ただし、被保険者の収入が配偶者の収入の90%以上であれば、被保険者が高いものとしてみなすことは可能です。 なお、「第1子を夫の扶養、第2子を妻の扶養」などといった分割をして被扶養者とすることはできませんので、異なる組合同士で申請している場合は夫婦いずれかの被扶養者として寄せていただきます。
3	被保険者(従業員)が短時間労働者等で会社(事業主)からの給与が少なく、配偶者や申請対象者が収入を得ている。	被保険者(従業員)自身の給与以外の収入が判る書類	⇒年金通知書振込コピー、確定申告書(付属書類含む)一式コピー 等
4	被保険者と申請対象者および配偶者とが <u>家庭都合により別居し、新生児は配偶者と同居している。または、住民票上での世帯分離を行っている。</u>	①被保険者世帯全員記載の住民票 1通 ②配偶者世帯全員記載の住民票 1通 (新生児の住民登録後に取得してください。) ③被保険者から配偶者に対する「3ヶ月分の仕送り証明(振込通知書等のコピー)」	①②両世帯の住民票を取得する場合は、必ず「世帯主名、続柄、筆頭者名、本籍地」を記載したものを取得してください。(マイナンバーと住民票コードは省略してください。) ③仕送り明細については、別居先の家賃等を被保険者が負担した証明書でも代用可能です。 西武健保では現金手渡し・同一口座間での金銭授受をされている場合、または仕送り額が少ないと判断された場合は認定できません。 また、配偶者が新生児に対して負担している生活費以上の額の仕送りを行っていただく必要があります。
5	その他組合の審査過程において疑義が生じた場合は、右記の作成・追加提出を求める場合があります。書式自由ですが、対象の方の現在の状況と認定すべき理由を記してください。	「事情書」または「嘆願書」※2	いずれも被保険者の方の自筆署名または記名押印が必要です。

※1. 住民票、課税証明書(所得証明書)、非課税証明書、戸籍謄本などの自治体発行による証明書は発行から3ヶ月以内のものでない場合は無効(受付不可)いたします。

※2. 各種事情書・嘆願書については定型書式はありませんので、各自にて認定を受けることが必要な事情および認定の嘆願の旨についてご記入ください。

その他…①審査の過程において、ご提出いただいた添付書類の他に上記質問事項以外の追加書類の提出を求める場合がありますのであらかじめご了承ください。また、申請に際して上記必要書類をすべてそろえたからといって

申請対象者様が必ず当組合の被扶養者として認定されることを保証するものではありません。

収入自体が認定基準額以内であったとしても生計維持状況・個々の就労・収入状況、家族構成など様々な状況を総合的に判断して認否を決定いたします。

②申請に際し、公的機関等の証明書等に係る発行手数料については各自でご負担願います。いかなる場合でも発行手数料については当健保では負担いたしかねます。